

家計基準（目安）

- 家計基準を満たす者は、世帯の年間総所得が、本学の定める収入基準額以内の者です。
 ○年間総所得金額は、職業・世帯の構成・通学形態等を考慮するため、一概には言えません。

○免除は限られた予算の範囲内で行うため、必ずしも許可されるとは限りません。

現状として、**免除基準を満たしていても予算の都合により不許可となる学生がいます。**

※ サラリーマン世帯（例）

《世帯の構成員4人…父親、母親、本人が学部学生（奨学金受給・自宅外通学）、妹1人（公立高校生・自宅通学）》で給与所得者が「父親1人」を例とした場合、賞与を含む税込年収が概ね690万円程度までが、免除基準を満たす者となります。

※ その他の職業の世帯（例）

《世帯の構成員4人…父親、母親、本人が学部学生（奨学金受給・自宅外通学）、妹1人（公立高校生・自宅通学）》で所得者が「父親1人」を例とした場合、必要経費控除後の所得金額が概ね430万円程度までが、免除基準を満たす者となります。

学力基準

- (1) 別表1「学業成績」に該当し、かつ、別表3「基準単位数」を満たす者
 (2) 母子家庭、生活保護世帯等、経済的困窮度が著しく特別の事情がある者については、別表2「学業成績（特例）」に該当し、かつ、別表3「基準単位数」を満たす者

別表1 学業成績

学部	1年次生	①高等学校長から提出された調査書の全体の評定平均値が3.5以上の者 ②高等学校長から提出された調査書の全体の評定平均値が得られない者は、所属する学部（学科）の入試成績が上位1/2以内の者 ③学生支援センター会議が認める者
	2年次生以上	前の学年までの成績評点が2.0以上の者
大学院	1年次生	①卒業大学の成績評点が2.0以上の者 ②学生支援センター会議が認める者（成績評点が得られない場合等）
	2年次生以上	①前の学年までの成績評点が2.5以上の者 ②転入学した者については、卒業大学又は前大学院の成績評点が2.0以上の者 ③工学研究科博士後期課程及び医学系研究科については、学生支援センター会議が認める者 ④連合法務研究科については、学年（入学年度）における成績が上位3/4以内であり、履修制限を受けていない者

別表2 学業成績（特例）

学部	1年次生	①高等学校長から提出された調査書の全体の評定平均値が3.3以上（ただし、日本学生支援機構の特例推薦の基準（学力）で2項目以上に該当する場合は3.0以上）の者 ②高等学校長から提出された調査書の全体の評定平均値が得られない者は、所属する学部（学科）の入試成績が上位2/3以内の者 ③学生支援センター会議が認める者
	2年次生以上	前の学年までの成績評点が1.8以上の者
大学院	1年次生	①卒業大学の成績評点が1.8以上の者 ②学生支援センター会議が認める者（成績評点が得られない場合等）
	2年次生以上	①前の学年までの成績評点が2.2以上の者 ②転入学した者については、卒業大学又は前大学院の成績評点が1.8以上の者 ③工学研究科博士後期課程及び医学系研究科については、学生支援センター会議が認める者 ④連合法務研究科については、特例を適用しない。

※前記の学部は、夜間主コース生を含むものとする。

※成績評点の計算方式

$$\text{成績評点} = \frac{\{\text{秀の単位数} \times 5\} + \{\text{優の単位数} \times 4\} + \{\text{良の単位数} \times 2\} + \{\text{可の単位数} \times 1\}}{\text{取得単位数}}$$

(少数点以下第2位を四捨五入)

(注) 成績評価のない認定単位(合及び了を含む。)は、良とする。

別表3 基準単位数

区 分			年 次 (申請時)					
			2年次生		3年次生		4年次生	
			前期	後期	前期	後期	前期	後期
学 部	教 育 学 部	学校教育教員養成課程	17	34	51	68	85	102
		人間発達環境課程	17	33	50	66	83	99
	法 学 部	昼 間 コ ー ス	14	28	44	60	76	98
		夜間主コース	14	27	43	60	74	92
	経 済 学 部	昼 間 コ ー ス	15	30	47	65	82	100
		夜間主コース	14	27	43	60	74	92
	工 学 部		14	30	48	66	84	100
	農 学 部		16	32	48	64	80	96
大 学 院	教育学研究科	高度教職実践専攻	16	30	—	—	—	—
		学校教育専攻 教科教育専攻 学校臨床心理専攻	12	22	—	—	—	—
		法 学 研 究 科	16	16	—	—	—	—
	経 済 学 研 究 科	16	16	—	—	—	—	
	工 学 研 究 科 (博士前期課程)	6	15	—	—	—	—	
	農 学 研 究 科	6	15	—	—	—	—	
	地域マネジメント 研究科	8	16	—	—	—	—	
	連合法務研究科	3年コース	28	28	56	56	—	—
2年コース		28	28	—	—	—	—	

備考

- ①各年次の基準単位数は、前期は前年度前期開講科目まで、後期は前年度後期開講科目までで修得すべき単位数を示す。
- ②工学研究科博士後期課程、医学部及び医学系研究科の2年次生以上については、当該年次に進級することをもって、基準単位数を満たすものとする。
- ③編入学及び転入学した者の当該年次については、入学したことをもって、基準単位数を満たすものとする。
- ④連合法務研究科における平成22年度以降入学者については、基準単位数はみない。
- ⑤教育学研究科長期履修学生については、上記基準単位数を各人の長期履修期間に応じて勘案するものとする。